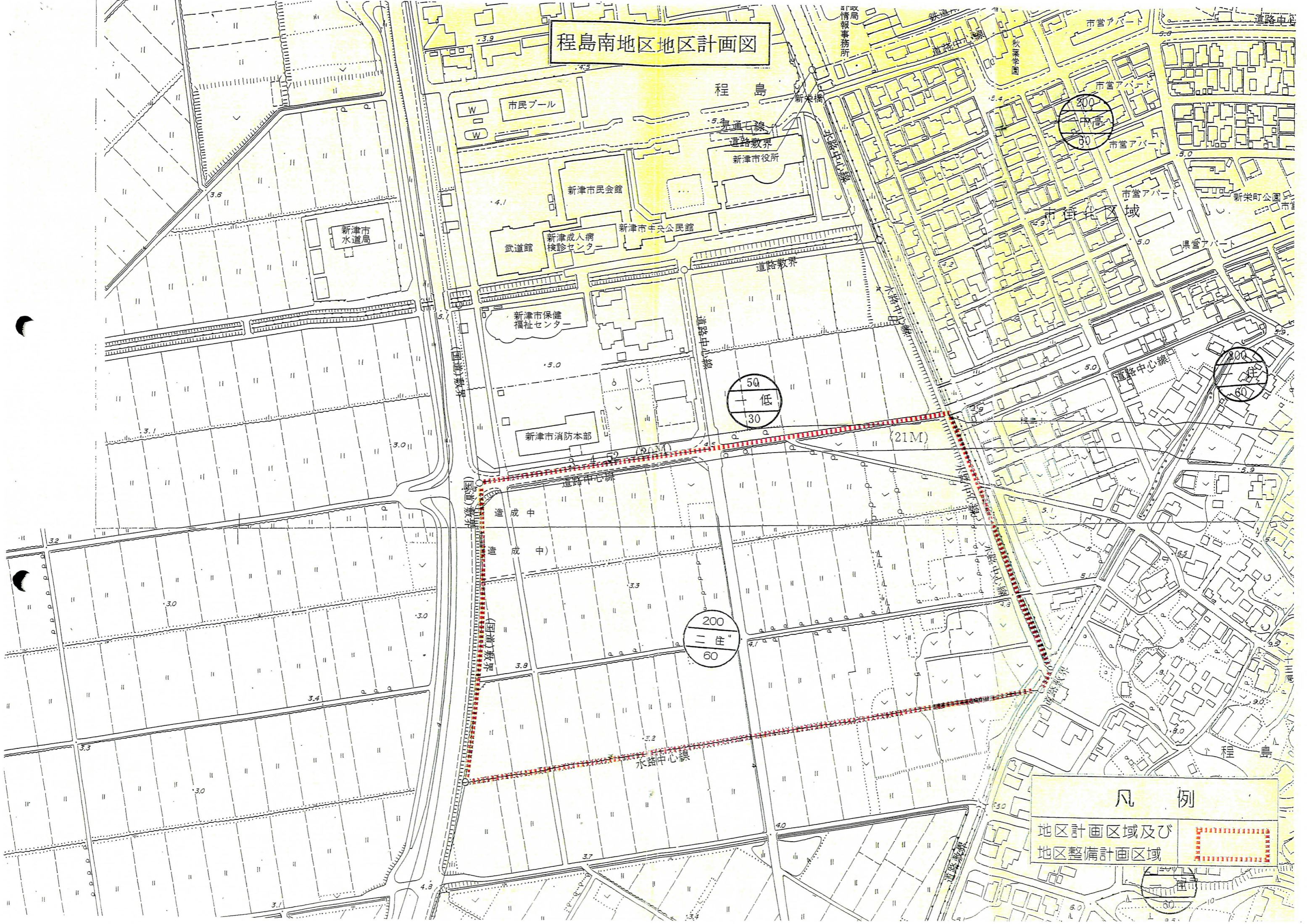


程島南地区地区計画

名 称	程島南地区地区計画	
位 置	新津市大字程島の一部	
面 積	9.8ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、国道403号に接し、市役所を含む官公庁に隣接するなど交通条件や公共施設に恵まれた地区である。</p> <p>近年、この地区においては商業業務施設の立地が進み、商業業務地としての土地の有効利用が見込まれる。</p> <p>このため地区計画を策定することにより、商業業務地として適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な商業環境を形成し保持することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>国道403号を活用した周辺地域と調和した健全な商業地としての土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	—
	建築物等の整備の方針	<p>健全でゆとりのある商業環境を形成するため、建築物等の用途、建築物等の高さの制限、建築物等の形態又は意匠の制限、壁面位置の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。</p>
地区計画の区域は、計画図表示のとおり		

地 区 整 備 計 画	地区の 区分	区分の 名称	—		
		区分の 面積	9.8ha		
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の 用途制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所その他これに類するもの (2)ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これに類するもの (3)自動車教習場 (4)床面積の合計が15m ² を越える畜舎		
			建築物等の敷地面積の最低限度	なし	
			建築物等の高さの制限	地盤面の高さは、前面道路の路面の中心より0.5m以上高くしてはならない。ただし、築山等についてはこの限りではない。	
			建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物の装飾は、けばけばしい電飾やネオンを避ける。	
			壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の壁面の位置は、次の通りとする。 ① 道路境界線より2.0m ② 隣地境界線より1.5m (水路) (開発許可区域をひとつの敷地として判断する)	
			その他	かき又はさくは生垣または透視可能なフェンスで高さ1.2m以下とする。	

程島南地区地区計画図



市民プール
新津市役所
新津市民会館
新津中央公民館
新津成人病
検診センター
武道館
新津市保健
福祉センター
新津市消防本部

凡例
地区計画区域及び
地区整備計画区域

50
— 低
30

200
— 住
60

300
— 中
60

300
— 中
60

300
— 中
60

300
— 中
60